

仕 様 書

1 車種

ステーションワゴン、5ドア、5人乗り（ハイブリッド）

シャトル（ホンダ）

その他、項目3の規格を満たす同等車種

なお、同等品で見積もる場合は、事前にカタログ等を持参し、担当課に確認の上、同等・規格確認書を受け取り、入札時に担当課へ提出すること。

2 年式

令和4年式以降

3 規格

- | | |
|-------------|---|
| (1) 総排気量 | 1,496cc以上 |
| (2) 全長 | 4,000mm以上 4,900mm以下 |
| (3) 全幅 | 1,750mm以下 |
| (4) 全高 | 1,570mm以下 |
| (5) 乗車定員 | 5名 |
| (6) 駆動方式 | 4WD |
| (7) ミッション形式 | オートマチック |
| (8) 車体色 | 白系又はシルバー系 |
| (9) 環境対応 | 平成17年度基準排出ガス75%低減レベルかつ令和2年度燃費基準20%超過レベル以上を達成している自動車 |

4 装備

- (1) ABS
- (2) エアバッグ（運転・助手席）
- (3) オートエアコン
- (4) パワーステアリング
- (5) パワーウィンドウ
- (6) カーナビゲーションシステム（組み込み式、純正品または同等以上の性能・機能を有するもの）
- (7) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ（各必要数、ホイール付）
- (8) スペアタイヤまたはパンク修理キット
- (9) スノーブレード
- (10) 標準工具一式
- (11) スペアキー1個
- (12) フロアマット

- (13) ラゲージトレイ
- (14) ドライブレコーダー

5 借受け台数

10台

6 契約期間

令和4年10月3日～令和9年9月30日（60ヶ月）

7 保険加入等

- (1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、車両所有者の負担とする。
- (2) 車両所有者は、以下の任意保険（年齢無制限）に加入しなければならない。
 - ア 対人保険 無制限
 - イ 対物保険 無制限（免責額なし）
 - ウ 搭乗者保険または人身傷害保険 1名につき、1,000万円以上
 - エ 自損事故傷害 1名につき、1,000万円以上
 - オ 無保険者傷害 1名につき、20,000万円以上
 - カ 車両保険 時価（免責額なし）
自損、盗難等においても札幌市の負担が一切ないもの（全損の場合を含む）。
 - キ 交通事故賠償関係示談サービス付
 - ク 公用車割引、フリート付のこと

8 維持管理等

- (1) 登録に要する経費（車庫証明）、定期点検（オイル交換含む）・車検費用一式（法定費用、諸経費含む）及び故障修理の費用は受注契約者の負担とする。
- (2) 車検、定期点検、故障・事故修理及び車両の盗難により、当該車両が使用できない期間は同等の代替車を用意すること。
- (3) 車両維持管理に要する経費のうち、燃料費、及びパンク修理については札幌市の負担とし、その他要する経費は受注契約者の負担とする。
- (4) 必要に応じてバッテリー（最低1回）、夏ワイパー（2回以内）、スノーブレード（最低2回）が交換可能であること。この費用負担及び作業は、受注契約者によることとする。
- (5) 夏タイヤと冬タイヤの交換作業は受注契約者によることとし、交換時期については毎年札幌市と別途協議すること。
- (6) 車両配置の変更に伴う車両の移動及び車庫証明等登録に係る事務については、受注契約者が行うこと。ただし、事務等に係る経費は、札幌市の負担とする。

9 リース車両全損時の扱い

当該車両に係る契約は解除する。その際、過失の有無に関わらず、途中解約に係る精算は行わない。

10 租税公課・リース料率変更時の取り扱い

リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料金については変更を行わない。

11 納入期限及び納入場所

(1) 納入期限 令和4年10月3日(月)

(2) 納入場所 中央区、北区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区及び手稲区の各保健センター1台
計10台

納入場所の詳細については、札幌市の指示に従うこと。

なお、契約期間中配置を変更する場合がある。

12 走行距離

年間5,000~10,000kmと想定されるが、これを超過した場合でもリース料の精算は一切行わない。

13 その他

(1) 借受期間開始日(納車日)に万一間に合わない場合は、同等の代替車を用意し、その費用は乙の負担とする。

(2) 不明な点が生じた場合は、双方で協議するものとする。